

## 平成 30 年度日本遺産認定特別巡回展等運営業務委託仕様書

### 1. 業務名

平成 30 年度日本遺産認定特別巡回展等運営業務委託

### 2. 目的

本業務は、平成 29 年度に日本遺産に認定された日本六古窯の構成市町を巡回する企画展を実施し、同時にエクスカージョン等を開催することで、地域振興・観光振興を図るとともに、各産地の作り手や地域内外の人々が学び、交流する場づくりを行うことを目的とする。

### 3. 契約期間

契約の日から平成 31 年 2 月 15 日(金)まで

### 4. 巡回展等の概要

#### (1) テーマ

旅する、千年、六古窯—火と人、土と人、水と人が出会った風景—

#### (2) 主催

六古窯日本遺産活用協議会（以下、「協議会」という。）

#### (3) 開催時期及び会場

- ・平成 30 年 12 月中の 3 週間程度

滋賀県甲賀市 滋賀県立陶芸の森内 信楽産業展示館（滋賀県甲賀市信楽町勅旨 2 1 8 8 番地 7）

- ・平成 31 年 1 月中の 3 週間程度

兵庫県篠山市 丹波伝統工芸公園 立杭陶(すえ)の郷 丹波立杭焼伝統産業会館（兵庫県篠山市今田町上立杭 3）

#### (4) 観覧料

無料

※立杭陶の郷については、別途施設入館料が必要。

#### (5) 内容

開催会場が所在する産地の歴史を体感する展示と日本六古窯域内の現代作家が制作する現代陶器を中心に、関連する事物を展示し、日本六古

窯及びやきもの文化の魅力を広くPRするものとする。また、会期中にエクスカージョン等を実施する。

## 5. クリエイティブディレクターによる監修

「6. 業務内容」については、協議会及びブランディング業務を委託しているクリエイティブディレクターとの協議により決定する。

## 6. 業務内容

### (1) 展示空間の設計・デザイン

### (2) 会場設営・展示・撤収

- ・設営・撤収にかかるスケジュールは協議会及び会場と調整すること。

### (3) 展示作品リストの作成

- ・展示作品の選定は協議会及びクリエイティブディレクターで行う。
- ・展示作品の作品名・作者名・サイズ・評価額を記載したリストを作成すること。

### (4) 展示作品の輸送

- ・六産地それぞれにおいて展示作品を集積し、元の展示場等から巡回展会場まで輸送し、展示期間終了後は返却先へ輸送すること。

### (5) 展示作品にかかる保険の加入

- ・原則、展示作品の集積から返却までの全期間を対象とした展示一貫保険に加入すること。
- ・協議会との協議により決定する評価額によっては、保険加入の有無を協議できるものとする。

### (6) キャプション・パネル等ツールの制作

- ・(1)に基づき、協議会との協議の上、展示会場におけるキャプション・パネル等のツールを制作すること。

### (7) 什器等の調達

- ・(1)に基づき、展示会場における什器等を製作もしくは調達すること。
- ・兵庫県篠山市の場合は、既設展示ケースを利用すること。ただし、照明及び展示方法における意匠及びエントランスの見せ方については、クリ

エイティブディレクター及び施設側と調整の上、必要なものを準備すること。

(8) 広告・宣伝

- ・ポスター・チラシの作成等による広告・宣伝を行うこと。
- ・ポスターは 50 部、チラシは 500 部以上制作すること。
- ・協議会は当該催事について、平成 29 年度に立ち上げた Web サイト及び SNS 並びにプレスリリース等でも告知に協力する。

(9) 展示監視等業務

- ・会場内及び作品に対する監視並びに観覧者に対する案内を行うこと。迷惑行為等により会場内の環境悪化を招く観覧者への注意等を行うこと。
- ・来場者数をカウントし、日々、協議会担当者に報告すること。
- ・勤務時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

(10) エクスカーション等の企画・運営

- ・六古窯域内外の人が交流できるようなエクスカーション（約 20 名程度の産地内を巡る交流イベントやトークイベント）等を運営すること。
- ・展示期間中、各会場で 1 回以上実施すること。
- ・企画内容については、協議会及びクリエイティブディレクターと協議すること。
- ・運営に必要な人材を手配すること。
- ・運営に係る費用は受託者負担とすること。

※上記については、協議会との協議によって変更することができる。

(11) 報告書の作成

- ・企画展の内容、来場者数、写真等をまとめた報告書を作成すること。

7. 実施体制

- ・キャプション・パネル等のツール制作にあたっては、クリエイティブディレクターによる監修を受けること。
- ・あらかじめ、協議会と調整したスケジュールで行うこと。

8. 成果物

(1) 提出物

- ア 事業報告書 10 部

- イ キャプション・パネル等のツール 1式
- ウ 広告・宣伝のために制作したポスター・チラシ等 10部
- エ 上記に係る電子データ 1式

(2) 提出先

〒479-8610

愛知県常滑市新開町4丁目1番地

六古窯日本遺産活用協議会 常滑市環境経済部商工観光課（間瀬、松野）

9. 留意事項

- ・事業推進にあたり、協議会は情報提供に努めるなど、協議会と受託者の双方が積極的に協力すること。
- ・業務のために制作した成果品については、すべて協議会に帰属する。
- ・上記委託業務の内容を執行するにあたり、第三者（協議会及び受託者以外の者）が所有権、著作権等を持つものがある場合は、必要となる著作権の処理を、協議会と協議のうえ適切に実施すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、協議会と受託者の協議のうえ実施すること。